

第68回社会を明るくする運動～活動資金の協力をお願いします～

▷問い合わせ先＝第68回「社会を明るくする運動」大船渡市実施委員会事務局【地域福祉課福祉推進係(☎内線182)】

「社会を明るくする運動」は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

実施委員会では、7月と8月を強調月間として、市内全世帯へのリーフレットの配布をはじめ、小中学校の児童生徒や大船渡市夏まつりでの啓発物品の配布、啓発活動などを実施しています。

また、1月の成人式では、新成人への啓発物品の配布を行っています。

■活動資金へのご協力をお願いします

社会を明るくする運動は、皆さんからの協力金によって支えられています。

後日、お住まいの地域の班長などが各世帯にお伺いすることがありますので、運動の趣旨をご理解の上、活動に賛同いただける場合には、活動資金へのご協力をお願いします。

※この活動資金への協力は強制ではありません。

8月は「電気使用安全月間」です～電気の安全に努めましょう～

▷問い合わせ先＝(一財)東北電気保安協会(☎09057)

夏場は高温、多湿による注意力の低下や、肌を露出した服装、また、発汗により体に電気が流れやすくなるなどの悪条件が重なり、感電死傷事故が起きやすい傾向にあります。

昭和56年に経済産業省(当時の通商産業省)の主唱により、8月を「電気安全月間」と定め、本年度で38回目となります。

■平成30年度全国統一重点活動テーマ

- 1 日頃から電気の安全を心がけ、かしこく上手に使いましょう
- 2 自家用設備の電気事故は、適切な保守点検と計画的な更新で防ぎましょう
- 3 地震、雷、風水害などの自然災害にそなえ、日頃からの電気の安全に努めましょう

火の取り扱いにはご注意を～8月13日から16日はお盆特別警戒～

▷問い合わせ先＝大船渡消防署(☎02119)

お盆を迎えるこの時期は、お墓や仏壇でのろうそくや線香の使用、花火、キャンプ、バーベキューなど、火を取り扱う機会が多くなります。

火災のほとんどは、ちょっとした不注意から発生しています。火の取り扱いには十分注意しましょう。

また、外出や就寝前には、もう一度火の元を点検しましょう。地域や家族が一体となって、火災予防に努めましょう。



■お盆火災予防の「3つのポイント」■

- 1 ろうそくや線香などから、燃えやすいものを十分に離す
- 2 屋外で火を使用する際は、水バケツなどの消火器具を準備する
- 3 火が完全に消えるまで目を離さない



生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の申請受付について

▷申請先/問い合わせ先＝商工課商工係(☎内線108・109)

「生産性向上特別措置法」に基づき、中小企業者の労働生産性向上に資する先端設備等の導入を後押しするため、市では、「導入促進基本計画」を策定し、国から同意を受けました。

この計画に沿って「先端設備等導入計画」を策定し、認定を受けた中小企業者は、税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができます。

■支援措置

▷固定資産税の特例措置

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者が、市内に導入する先端設備等のうち、一定の要件を満たすものについて、固定資産税の課税標準を3年間ゼロに軽減します。

▷国の補助金の優先採択

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者は、以下の国の補助金において、優先採択(審査時加点)の対象となります。

- ・ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業(ものづくり・サービス補助金)
- ・小規模事業者持続化補助金(持続化補助金)
- ・戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン補助金)

- ・サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT補助金)

▷金融支援

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者は、資金調達に際し債務保証に関する支援を受けることができます。

■申請方法

国が認定した経営革新等支援機関(認定支援機関)の事前確認を受けた上、申請に必要な書類を市役所本庁商工課に提出してください。

※市の導入促進基本計画、申請に必要な書類などは、市のホームページからダウンロードできます。



税務課から「土地」と「家屋」についてのお知らせ

▷問い合わせ先＝税務課資産税係(☎内線140・155・156・159)

■土地の現況調査を実施します

固定資産税の課税の基礎とするため、市内全域を対象に土地の現況地目の調査を実施します。

実施期間中は、身分証を携帯した税務課の職員が、皆さんの土地に立ち入りしますので、ご協力をお願いします。



なお、土地の利用状況が変わっているなど、調査の結果によっては、来年度の土地の評価額などが本年度と変わる場合があります。

▷調査期間＝8月下旬～12月下旬の月～金曜日
※祝日を除く。

■取り壊し家屋の届け出について

固定資産税が課税されている家屋を取り壊した場合は、届け出が必要です。

後日、税務課の職員が確認のため伺いますので、忘れずに届け出をしましょう。